

## 第 1 章

### 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

国においては、1999年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、2000年12月には、この法律に基づく初めての国の計画として、「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

法律では、「男女共同参画社会の形成」を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。

本県では、この法律と国の基本計画の趣旨を踏まえ、2001年3月に、本県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」を策定するとともに、2002年4月には、男女共同参画社会の実現に向けた県と県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」を施行しました。

その後、2006年、2011年、2016年と5年ごとに策定を重ねながら、2015年8月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の成立に伴い、2016年3月には女性活躍推進法に定める都道府県推進計画としての位置づけを含めた形で、「あいち男女共同参画プラン 2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定し、本県における女性の活躍を促進する取組を本格化させてまいりました。

さらに2021年3月に策定・公表した「あいち男女共同参画プラン 2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」に基づき、女性の職業生活における活躍の推進や男女共同参画社会の実現に向けて、全庁を挙げて総合的かつ計画的に取組を進めてきました。

こうした中、「世界経済フォーラム」が2025年6月に発表した「ジェンダー・ギャップ指数」の日本の順位は、調査対象148か国中118位で、主要7か国（G7）では最下位という結果でありました。

また我が国では、今もなお育児や介護を始めとしたライフイベントに伴う両立の難しさや、女性のキャリア形成が困難となる状況がみられ、その背景には、長時間労働や性別役割分担意識による家事・育児負担の偏りがあるなど、女性の職業生活における活躍の推進や男女共同参画社会の実現に向けて、取り組むべき課題も残されております。

そこで、コロナ禍から平時へ移行した中での経済活動の活発化や、AIなどのテクノロジーの急速な進展・進化といった社会情勢の変化、国の「第6次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえつつ、愛知県男女共同参画審議会の答申（2025年11月）に基づき、新たに「あいち男女共同参画プラン2030～自分らしく輝ける、多様性に富んだ社会をめざして～」を策定することとしました。

## 2 計画期間

計画期間は 2026 年度から 2030 年度までとします。

## 3 計画の性格・位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条に基づく法定計画であり、本県における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の方向を示した基本的な計画です。

また、「愛知県男女共同参画推進条例」第 9 条に基づく基本計画です。

この計画は、女性活躍推進法第 6 条第 1 項に基づく「都道府県推進計画」として位置づけられます。

この計画は、「あいちビジョン 2030」の方向性に沿った個別計画として位置づけられるとともに、「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画」、「あいち人権推進プラン」、「愛知県こども計画 あいちはぐみんプラン 2029」、「あいち経済労働ビジョン 2026-2030」など、男女共同参画に関わる県政の様々な分野における計画と連携を図り、これらの計画と一体となって、本県における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進していきます。なお、「あいち農山漁村男女共同参画プラン 2025」（2021 年 3 月策定）は、次期改定を行わず、本プランに統合しました。

## 4 計画の進行管理

この計画では、進捗管理指標を設定し、計画の進捗状況を把握します。

施策の実施状況については、愛知県男女共同参画条例第 14 条及び第 19 条第 2 項の規定により、毎年、議会及び愛知県男女共同参画審議会へ報告するとともに、その結果を公表します。

また、計画期間内においても、今後の社会情勢や施策の進捗状況等に応じて、適切に見直しを行います。